

諮問（情）第 54 号

答 申

第 1 審査会の結論

平成 27 年度全国学力・学習状況調査に係る中学校の教科に関する調査の学校別の調査結果（実施概況）に係る公文書公開請求に対して、札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 10 月 5 日付けで、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、次の文書に関する公文書公開請求を行った。

- (1) 平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果に関し、①中学校の学校別、教科ごとの平均点が分かる資料、②中学校ごとの質問紙調査結果
- (2) 札幌市立学校に係る校務支援システムに関し、平成 27 年度分の①発注業者選定経過に関する資料、②発注経費の積算に関する資料、③契約書及びその決定に係る資料

2 原決定及び非公開部分

処分庁は、この公開請求に係る対象公文書として、次の文書を特定し、平成 27 年 11 月 4 日付けで原決定を行った。

- (1) 平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果に関する文書
 - ア 平成 27 年度全国学力・学習状況調査実施概況（国語 A：主として知識）（以下「文書 1」という。）
 - イ 平成 27 年度全国学力・学習状況調査実施概況（国語 B：主として活用）（以下「文書 2」という。）
 - ウ 平成 27 年度全国学力・学習状況調査実施概況（数学 A：主として知識）（以下「文書 3」という。）
 - エ 平成 27 年度全国学力・学習状況調査実施概況（数学 B：主として活用）（以下「文書 4」という。）
 - オ 平成 27 年度全国学力・学習状況調査実施概況（理科）（以下「文書 5」という。）

- カ 中学校ごとの質問紙調査結果（以下「文書 6」という。）
- (2) 校務支援システムに関する文書
- ア 校務支援システムの導入について（伺い）（以下「文書 7」という。）
- イ 契約締結伺（以下「文書 8」という。）
- ウ 契約書（以下「文書 9」という。）
- エ 札幌市校務支援システム導入に係る業務提案書、提案書概要版及び個別機能要件確認書（富士通リース：契約事業者）（以下「文書 10」という。）
- オ 札幌市校務支援システム導入に係る業務提案書、提案書概要版及び個別機能要件確認書（NTT東日本）（以下「文書 11」という。）
- カ 札幌市校務支援システム導入に係る業務提案書、提案書概要版及び個別機能要件確認書（ウチダシステムソリューション）（以下「文書 12」という。）

原決定において非公開とした部分は、次の部分である。

- (1) 平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果に関する文書
- 文書 1 から文書 5 までのうち、学校ごとの平均正答数、平均正答率、中央値及び標準偏差
- 文書 6 のうち、学校ごとの生徒数、生徒数の割合及び貴校回答（質問番号(1)～(15)を除く。）
- (2) 校務支援システムに関する文書
- 文書 8 のうち、入札執行調書中入札書提出者の氏名、委任状中受任者の氏名・印影及び入札書中入札代理人の氏名・印影並びに札幌市校務支援システム本評価採点表中委員名
- 文書 10 のうち、提案書中統括責任者の氏名及び実施責任者の氏名
- 文書 11 のうち、具体的提案内容及び個別機能要件の各校種における対応、補足説明等
- 文書 12 のうち、業務提案書中業者従業員の氏名及び主な業務・経歴

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、平成 27 年 11 月 20 日に、諮問庁に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原決定のうち、文書 1 から文書 5 まで（以下「本件対象公文書」という。）に係る一部公開決定の部分を取り消し、本件対象公文書の全部を公開するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

- (1) 学校間の序列化については、誰が序列化を行うのか、どのような弊害を生むのか自体が疑問である。仮に、調査結果の公表により何らかの序列化が行われたとしても、その弊害を防ぐことが、市民の知る権利を制限してまで保護しなければならないような法的価値を有するとは考えられない。
- (2) 過度な競争とは、どこまでの競争をいうのか判然としない。学校ごとの結果を公表している大阪府泉佐野市や島根県松江市で序列化や過度な競争という懸念された事態が生じたという報告はされていない。
- (3) 非公開理由のうち学校で順位の上昇や調査項目のみの改善を目的とした授業が進められるという点については、それが事実だとすれば、教育委員会と学校にはガバナンスとコンプライアンスに関し重大な欠陥があり、そうした不当行為を前提に市民の知る権利を制限するのは本末転倒である。
- (4) 非公開理由のうち保護者等の市民から調査実施への理解が得られなくなるという点については、時代錯誤の誤った認識である。全国学力・学習状況調査への保護者や市民の理解と協力、教育委員会や学校への信頼は、調査結果の情報を全面的に公開し、共有することによって初めて得られる。
- (5) 全国学力・学習状況調査の実施に関し、結果を公表することが調査の適正な遂行にどのような著しい支障を及ぼすと認められるのか、全く理解不能である。条例第 7 条第 5 号オの規定を理由に非公開とする場合は、具体的に、どのような事務にどのような著しい支障を及ぼすのか、十分な蓋然性をもって支障を及ぼすということを実施機関が説明しなければならない。
- (6) 学力調査事務は、札幌市が自治事務として実施しているもので、文部科学省が不開示とすることは同省の判断であるが、それを義務付けることは法律又はそれに基づく政令によってしかできず、教育委員会が公開の判断の権限を有している。
- (7) 数値を公表すると、経済的・社会的・文化的条件との関わりから、偏見や差別を誘発、助長すると懸念しているが、現にそうした風評による差別や偏見のようなものが存在しているのは事実かもしれない。だからこそ、これ以上そうした風潮が広

がらないように、正確な事実関係を示したうえで、市民に実態を知ってもらうことが必要である。

- (8) 学力調査結果の数値は他に代わるもののない貴重な資料であり、全国や他との比較ができる重要な物差しにもなる。子どもたちの学力向上や様々な指導にはこれを最大限活用すべきである。改善を図るための活用方法として、理解が不十分な部分をもう一度学び直すためもう一度同様のテストをすることは、決して正答率や順位の向上に注力した競争にはならない。
- (9) 調査結果を公表すれば順位にこだわった強い要望を受ける、順位を念頭に置いた調査対策に時間を取らざるを得なくなる可能性があるなどとしているが、これは保護者や地域住民に対する偏見ではないか。

第 4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

1 要旨

非公開部分である平成 27 年度全国学力・学習状況調査実施概況の学校別の平均正答率等の数値を公表した場合には、学校間の序列化と過度な競争が生じるとともに、これらによる弊害が生じることにより、全国学力・学習状況調査及び同調査の結果を踏まえた教育活動の適正な遂行に著しい支障が生じる。

2 学校間の序列化及び過度な競争の発生について

(1) 学校間の序列化

ア 学校間の序列化の意義

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策及び教育指導の成果と課題の検証や、その改善に役立てるという全国学力・学習状況調査（以下「本件学力調査」という。）の趣旨・目的に反して、数値データによる単純な比較により、学校間の順序付け、優劣の順位付けが行われることをいう。

イ 他都市における序列化の事例

学校別の平均正答率等の数値を公表している泉佐野市や松江市では、次のように、学校間の序列化が報道によって助長されていることが窺える。

- (ア) 泉佐野市では、平成 26 年に市長の意向で学校名を明らかにして調査結果の数値を公表した。当初は教育委員会が一覧表で公表したところ、新聞等でも報道され、学校現場から「順位付けをしたいのか」等の反発を招いた。

(イ) 松江市では、学校間の序列化の懸念もあったが、そもそも序列化やランク付けを意図した公表ではなく、各学校においては教育委員会が作成したシートに沿って公表を行い、自校の課題に地域で協力して取り組んでいくよう呼びかけているものの、順位付けをして一覧表で報道される事態となり、これにより、松江市の本件学力調査に係る方針について学校現場の誤解を招くなどの混乱を生じたこともあった。

ウ 札幌市の事例

札幌市においても、次のような事例が生じており、学校間の序列化の芽が存在する。このうえで学校別の数値が公表されれば、学校間の序列化を助長する危険性が現実存在する。

(ア) 不動産会社の広告の事例

市内のある不動産会社は、各学校が公表している本件学力調査の分析結果から、学力が高い学校や低い学校を名指しで特定し、自社のインターネット版の新聞に掲載して、物件探しの情報としている。

(イ) 不動産会社の問合せの事例

大手不動産会社からマンション建設予定地区の小中学校の本件学力調査の結果の高低について教育委員会に問合せがなされた事例がある。

(ウ) 本州から転入する保護者からの問合せの事例

本州から引っ越してくる子どもの保護者から「札幌で学力の高い地域や学校はどこか」という問合せが教育委員会に年に何件もあり、保護者や地域の方の中には、そうした学校の情報を求めている方がいる。

(エ) 学力を理由に指定変更を希望する保護者の事例

札幌市では、原則として住所地により指定された学校（指定校）に通うことになるが、学力の高い学校に通わせたいと指定変更を希望する保護者も多い。

(2) 過度な競争

ア 過度な競争の意義

過度な競争とは、調査結果に基づく順位を上げるために、調査対象の教科により多くの時間を割いたり、調査問題に類似した問題を解くことに時間を割くような調査対策に各学校が取り組むことをいう。

イ 過度な競争の事例

学校ごとの平均正答率等の数値の公表については、本件学力調査と同様の岩手県の学力調査に関する仙台高裁平成19年12月20日判決において、「調査結果の公表によって児童生徒や教師・学校が一律に評価されることになれば、良く

評価されたいと思うのは人の常であるから、良い意味での競争を超え、ふだんの教育や教育施策とは離れて、とりあえず調査結果を良くしたいと思う学校や教師が出てくるものと思われる」点が指摘されている。

また、このこととともに、本件学力調査については、次のように、過度な競争の事例が全国各地で現実に生じており、札幌市においても、学校別の数値が公表されれば、過去問題を使用した調査対策が行われるなど同様の事態が生じることは、否定できないところである。

(ア) 文部科学大臣の記者会見

平成 28 年 4 月 20 日、文部科学大臣が、記者会見で、今年の本件学力調査について、成績を上げるために 2 月ごろから子どもに過去の問題を解かせていた地域があったと指摘したとの報道がある。

(イ) 過去問対策等の調査対策の実例

福岡県では本件学力調査の過去問題を素材にした宿題を春休みに出す動きが広まっており、八女市教育委員会が市内の全小中学校に本件学力調査を素材とした宿題を出すよう提案した事例や、北九州市教育委員会が平成 26 年度から過去問題を参考とした問題を作成し校長会を通じて小中学校にデータ配信している事例が報道されている。また、北海道の一部の地域においても本件学力調査対策として過去問題と類似のプリントを作って取り組ませているとの新聞報道がある。さらに、山口県のある小学校では、本件学力調査を実施した際、担任が事前に解きやすい問題の順番を示していたという事例が報道されている。

3 序列化・過度な競争による弊害の発生

調査結果を基にした学校の順位付けが行われることによって、各学校が、自校の順位を強く意識せざるを得なくなるとともに、保護者や地域から順位向上への強い要望を受けるなどして、順位を念頭に置いた調査対策に時間を割かざるを得なくなるなど、本件学力調査の趣旨を没却する事態が生ずるおそれや、本末転倒な教育活動が行われる懸念があり、学校別の数値の公表を行えば、次のような弊害が生じることが危惧される。

(1) 不適切行為の発生

順位を上げるために、テストでよい成績を残せない子どもに受検を控えさせたり、教師が答えを書き直させたりするなどの行為が行われる。

広島県三次市の平成 17 年度に実施した学力テストで、ある中学校の教師が途中退席した生徒の答案用紙の解答部分に答えを書き込んだり、ある小学校の校長が児

童の約半数の答案用紙に誤答を正答に書き換えたりした事例や、東京都足立区の平成18年度に実施した学力テストで、障がいのある児童3人を採点から外した小学校があったり、試験中に校長と教師が答案を指さして誤答に気付かせたりするなどの事例がある。どちらの事例についても、平均正答率等、学校ごとの成績を自治体が公表している中で起こったことである。

(2) 調査対策による本来の教育活動への影響

テストに備えるためのテストに追われ、本来の授業時間が削られるおそれがあり、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるという目的に反し、本来の教育活動が行われなくなり、子どもに身に付けさせたい力を育むことができなくなる。また、これにより、学校と保護者等との相互理解・協力関係が損なわれ、教育活動の現場が混乱する。

前記2(2)イに述べたとおり、北海道を含む全国の各地で調査結果の順位を上げるための対策が行われており、本来の教育活動に支障が生じている。

(3) 子どもの不公平感、劣等感、学習意欲の低下等

前掲の仙台高裁平成19年12月20日判決では、居住地域により通う学校が指定される場合には、序列が下位の学校に通わなければならない生徒は、不公平感や劣等感を抱いたり、当該学校や地域社会への反感を抱いたりして、学習そのものへの意欲が減退することが予想されるし、他の地域からのいわれなき差別を受けるおそれがないわけではないという点や、児童生徒がテストの結果に偏重した価値観を抱き、子どものいじめが生じたり不登校の原因になりかねない点が指摘されている。

(4) 子どもの自尊感情の低下等

調査結果のうち、平均正答率等の数値のみにより評価されることがあれば、子どもの自尊感情や教師のモチベーションが低下する。

札幌市内の小中学校の現場からは、「平均正答率が他校と比べて低くても、熱心に取り組んでいる学校が多くある。教師や児童生徒がその取組による伸びを実感していたとしても、平均正答率が低いという部分のみを切り取られて評価されることがあれば、子どもの自尊感情や教師のモチベーションにも影響する。」という教師の声が教育委員会に届いている。

4 その他の弊害の発生について（地域に対する偏見の誘発・助長）

文部科学省の調査によると、「平成20年度全国学力・学習状況調査追加分析について」や「平成25年度全国学力・学習状況調査追加分析報告書」では、家庭での生活・学習習慣、経済的な面も含めた家庭状況等や学習意欲が学力に大きく関係してい

るとの分析がなされている。

また、文部科学省で平成 22 年 6 月 10 日に行われた、全国的な学力調査の在り方等の検討に関する専門家会議（第 1 回）では、「就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校の方が、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られる」ことがデータ上確認された。平成 27 年度の調査でも同様の傾向が見られた。

札幌市においても、平成 27 年度の本件学力調査において、調査対象学年の児童生徒のうち、就学援助を受けている児童生徒の割合と各教科の平均正答率の相関分析をしたところ、就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校の方が、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られた。事実、小中学校ともに就学援助率が最も高い区の各教科領域別〈国語 A・国語 B・算数（数学） A・算数（数学） B・理科〉の平均正答率は 10 区中最下位又は 9 位となっている。一方、小中学校ともに就学援助率が最も低い区の平均正答率は全ての教科領域において 10 区中最も高い結果となっている。

このように、学力と児童生徒及び保護者の生活習慣に相関関係が認められること、学力と学校及び地域の就学援助率に相関関係が認められることを踏まえたうえで、札幌市では児童生徒の住所地の通学区（校区）に基づき就学する学校が指定されていることを考慮すれば、学力が当該地域の経済的条件等にかかわるものと捉えられることにより、市民に対して強い印象を与え、平均正答率等の数値が低い地域に対する偏見を誘発・助長することが現実的に危惧される。

地域に対する差別や偏見の要因は複合的であり、各学校の平均正答率等の数値はその要因の一つになりうるに過ぎないが、そうした差別や偏見を誘発・助長させないためにも、この点は重視されるべきである。

5 弊害発生の蓋然性に関する問題点

上記に述べた弊害については、現時点において事例の発生を把握していないものもある。しかし、現実に各学校の平均正答率等の数値を公開することにより、ひとたびそうした弊害が発生した場合には、これを解消することは極めて困難であり、弊害が固定化し、また、助長されるという悪循環に陥りかねない。したがって、この点は、慎重に判断されるべきである。

6 事務・事業情報の該当性について

非公開部分を公にすることによりその適正な遂行に著しい支障が生ずる事務・事業は、本件学力調査に関する事務であり、これには同調査の結果を踏まえた教育活動が

含まれる。

(1) 事務・事業の内容

ア 本件学力調査

本件学力調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることと、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成19年度から文部科学省が実施しており、札幌市教育委員会もこれに参加している。

イ 本件学力調査の結果を踏まえた教育活動

現在、札幌市教育委員会では、本件学力調査の結果から、市全体の子どもの学習状況等を把握・分析し、「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」に基づく教育施策の改善を図っており、小中学校においても、調査結果を分析して課題の改善に活用するという、本件学力調査の目的を踏まえた取組が定着している。さらには家庭においても、学校から配付された本件学力調査の結果に係る個人票を、学校や家庭での学習を通じて子どもがこれまでに身に付けてきたことを確かめたり、これから力を入れて取り組むとよいことなどを話し合ったりする際の材料として活用している。

(2) 事務・事業の支障の内容

ア 本件学力調査そのものへの影響

学校ごとの平均正答率等の数値が公になれば、過度な競争が生じ、本件学力調査の正答率や順位の向上に注力するといった対策が行われることにより、札幌市全体や各学校における児童生徒一人一人の学習状況等について、正確な情報が得られなくなる。

イ 本件学力調査の結果を踏まえた教育活動への影響

調査結果を踏まえて子ども一人一人の「学ぶ力」をバランスよく育てていくためには、学校の取組だけではなく、各家庭において子どもとその保護者等とが、「学ぶ力」の育成に向けた取組のポイントを話し合い、家庭での学習習慣づくりに取り組んだり、規則正しい生活習慣づくりや学習環境の整備を行ったりするなど、子ども一人一人の課題や状況に応じた取組が行われてはじめて、十分な効果が期待できるものである。

しかし、学校別の平均正答率等の数値を公にした場合には、学力の一側面であるはずの調査結果が独り歩きし、学校もこの数値や自校の順位を強く意識せざる

を得なくなり、学校間の序列化や過度な競争が行われることが危惧される。そうになると、前記 3 に述べたとおり、様々な不適切行為が発生したり、調査対策により本来の教育活動に影響が生じたり、児童生徒の不公平感、劣等感、学習意欲、自尊感情の低下等が生じるといった弊害が生じることが危惧される。また、前記 4 で述べたとおり、特定の学校や地域について家計や経済面等に関する偏見を誘発・助長し、このことが児童生徒の心理面への影響や保護者等の本件学力調査に対する不信感を生むなどの弊害が生じることが危惧される。これらにより、本件学力調査の本来の目的に反する結果となるとともに、これまで学校と保護者等が一体となって行ってきた「学ぶ力」を育成するための取組を継続していくことが難しくなる。

そうすると、本件学力調査に対する保護者の理解や協力が得られなくなるとともに、調査結果を踏まえた教育活動についても、その実施に不可欠の保護者等の理解や協力が得られなくなり、これに係る事務の遂行に著しい支障が生じる。

(3) 支障の実質性

上記のような支障が生じれば、本件学力調査の趣旨・目的である、正確な調査結果が得られなくなるとともに、調査結果を踏まえた教育活動も十分に行えないなど、実質的な支障が生じる。

(4) 支障が生じる蓋然性

次のとおり、上記の支障が生じる可能性は、法的保護に値する程度の蓋然性を有する。

ア 本件学力調査そのものへの影響

前記 2 (2) イ で述べたとおり、学校別の平均正答率等の数値が公表され、児童生徒や教師・学校が一律に評価されることになれば、良く評価されたいと思うのは人の常であるから、とりあえず調査結果を良くしたいと思う学校や教師が出てくるのが危惧される。

この点は、札幌市でも学校別の平均正答率等の数値が公表されれば同様の調査対策が行われないという保証はどこにもなく、その発生が危惧される。

なお、調査対策については、教師や学校による不正行為であり非公開理由とすべきではないとの批判もあるが、これについては、前掲の仙台高裁平成 19 年 12 月 20 日判決において、現実の社会においては、教師が理想どおりに行動するとは限らないのであるから、いくら教師や学校の行動を批判しても上記のような弊害を防ぐことはできないとの指摘がある。

イ 本件学力調査を踏まえた教育活動への影響

学校別の平均正答率等の数値を公表した自治体において、調査結果を踏まえた教育活動に対して保護者等の協力が得られず支障が生じたという具体的事例を現時点では把握していない。

しかし、学校別の平均正答率等の数値の公開により、前記に述べたような様々な弊害の発生や、弊害の発生に伴う事務・事業の支障が実際に生ずれば、子どもへの影響が生じるだけではなく、学校と保護者等との信頼関係を損なうこととなり、これを回復させることは容易でないことは明白である。そうなれば、調査結果を踏まえた教育活動に不可欠な保護者等の協力が得られなくなることも明らかである。

こうした点を考慮し、このような弊害や支障の発生が具体化する前に食い止めなくてはならないという特性がある点に留意すべきである。

第 5 審査会の判断

1 非公開情報該当性について

(1) 条例第 7 条第 5 号オの解釈について

条例第 7 条第 5 号オに定める支障の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、支障が生じる可能性については、法的保護に値する程度の蓋然性を有していることが必要であると解する。

(2) 本件に係る札幌市の事務について

文部科学省の平成 27 年度の本件学力調査の実施要領によると、その目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることと、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することにあるとされている。

このような目的からすると、本件に係る市の事務は本件学力調査に関する事務であるが、これには本件学力調査の結果を踏まえた教育活動が含まれると解するのが適当である。

(3) 支障について

ア 本件学力調査自体への影響

学校ごとの平均正答率等の数値が公になれば、過度な競争が生じ、本件学力調査の正答率や順位の上昇に注力するといった対策が行われることにより、札幌市全体や各学校における児童生徒一人一人の学習状況等について、正確な情報が得

られなくなるものと思われる。

この点について、審査請求人は、調査対策は学校による不当な行為であり非公開理由とすべきではないと主張するが、仙台高裁平成19年12月20日判決において、現実の社会においては、教師が理想どおりに行動するとは限らないのであるから、いくら教師や学校の行動を批判しても上記のような弊害を防ぐことはできないとの指摘がある点を重く受け止めるべきである。

イ 本件学力調査の結果を踏まえた教育活動への影響

本件学力調査の結果を踏まえた教育活動には、学校だけではなく、各家庭における保護者等の理解や協力が不可欠である。

しかし、学校別の平均正答率等の数値を公にした場合には、学力の一側面であるはずの調査結果が独り歩きし、学校もこの数値や自校の順位を強く意識せざるを得なくなり、学校間の序列化や過度な競争が行われることが危惧される。

そうすると、順位を上げるためにテストでよい成績を残せない子どもに受検を控えさせたり、教師が答えを書き直させたりするなどの様々な不適切行為が発生したり、福岡県や北海道の一部地域の事例のように過去問題による調査対策が行われることで本来の教育活動に影響が生じたり、序列が下位の学校に通う児童生徒には不公平感や劣等感が生じたり、学習意欲が減退するなどの影響が生じるほか、平均正答率等の数値のみで評価されるようなことがあれば児童生徒の自尊感情の低下等が生じるといった弊害が生じることが危惧される。

また、諮問庁の主張によれば、札幌市においては、全国的な傾向と同様に、学校別に見ても、区別に見ても、就学援助を受ける割合が高い方が、その割合が低い方よりも平均正答率が低いとの傾向が見られるとのことである。そうだとすれば、平均正答率等の数値を公開すると、特定の学校や地域について家計や経済面等に関する偏見を誘発・助長し、このことが児童生徒の心理面への影響や保護者等の本件学力調査に対する不信感を生むなどの弊害が生じることが予想される。

そうすると、本件学力調査に対する保護者の理解や協力が得られなくなるだけでなく、調査結果を踏まえた教育活動についても、その実施に不可欠の保護者等の理解や協力が得られなくなり、これに係る事務の遂行に著しい支障が生じるというべきである。

(4) 蓋然性について

ア 本件学力調査そのものへの影響

学校別の平均正答率等の数値が公表され、児童生徒や教師・学校が一律に評価されることになれば、良く評価されたいと思うのは人の常であるから、とりあえ

ず調査結果を良くしたいと思う学校や教師が出てくるのが危惧される。

この点は、札幌市でも学校別の平均正答率等の数値が公表されれば同様の調査対策が行われないう保証はどこにもなく、その発生が危惧されるところである。

イ 本件学力調査の結果を踏まえた教育活動への影響

学校別の平均正答率等の数値の公開により、様々な弊害が発生し、弊害の発生に伴う事務・事業の支障が生ずれば、児童生徒への影響が生じるだけではなく、学校と保護者等との信頼関係を損なうこととなり、これを回復させることは容易ではないし、そうなれば、調査結果を踏まえた教育活動に不可欠な保護者等の協力が得られなくなることは、容易に想定され得るところである。

なお、学校別の平均正答率等の数値を公表している他の自治体において、本件学力調査の結果を踏まえた教育活動に保護者等の協力が得られない事例は、現在のところ当審査会においても把握していないが、上記のような様々な弊害や支障が具体的に発生してからでは遅いという点では、慎重な配慮を要すると考える。

ウ まとめ

以上により、上記のような支障が生じる可能性は、法的保護に値する程度の蓋然性を有すると認められる。

(5) まとめ

以上により、本件非公開情報は、条例第 7 条第 5 号オに該当すると認められる。

2 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 3 月 28 日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成 28 年 4 月 5 日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成 28 年 4 月 12 日	審査請求人の意見書を受理

平成 28 年 4 月 18 日	諮問庁に意見書を送付
平成 28 年 11 月 8 日 (第 153 回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成 28 年 12 月 2 日 (第 154 回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成 29 年 1 月 13 日 (第 155 回審査会)	審議
平成 29 年 1 月 31 日 (第 156 回審査会)	審議
平成 29 年 2 月 3 日	答申